

## 加入者名(社名)変更の留意事項

加入者名の変更手続きは、過去のマニフェスト情報に対する責任、過去の債権及び債務を承継し事業を継続する場合にのみ認められます(加入者名を変更した場合であっても、名称変更前のマニフェストに対する責任や利用料金の支払い義務は引き継がれます)。

### 【個人事業主の方】

加入者が死亡し、承継(相続)するとき
結婚等で名前が変わったとき
「個人事業」から「法人」に移行するとき

### 【法人の方】

現在の会社が、合併や分割で新会社となる場合で、新会社にて別組織に契約を承継するとき
会社名や支店名等を変更したとき
「法人」から「個人事業」に移行するとき

※ 関連のない個人や法人に加入者名称を変更することはできませんので、その場合は新たに加入手続きを行ってください。  
例) 処理業者であって名称変更と同時に許可番号と処分事業場の住所が変更になる場合